

**新・神戸文化ホール整備にかかる設計等・管理運営計画策定 支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 案件名称

新・神戸文化ホール整備にかかる設計等・管理運営計画策定支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸文化ホールは、昭和48年度の開設以来、神戸市の文化基幹施設としての役割を果たしてきたが、築40余年を経て老朽化が進んでいることから、移転建替を計画している。令和3年8月に公表した基本計画をもとに作成される図面等に対するチェックや助言等に加え、管理運営計画の検討業務を委託する。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金20,000千円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 契約期間

契約日から令和5年3月31日まで

（なお、成績良好であれば、契約を工事完了まで毎年度更新する）

（工事完了予定 令和9年度中）

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (7) ① 概ね 1,000 席以上のホールを含む公設の劇場、音楽堂等について、本業務と同等の業務を元請として受注し、完了した実績を 5 件以上有していること。うち直近のものは、平成 29 年 4 月 1 日以降の受注業務であること。
② 複合施設内の劇場、音楽堂等について、本業務と同等・類似の業務を元請として受注し、完了した実績を有していること。
- (8) 雲井通 5 丁目地区再開発事業に関して、特定業務代行者と特別な利害関係を有していないこと
- (9) 提案者と直接の雇用関係にある以下の資格保有者を 1 名以上本業務に配置できること。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

5 スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 4 年 4 月 1 1 日（月） |
| (2) 応募登録及び質問受付締切 | 令和 4 年 4 月 1 5 日（金）17 時 |
| (3) 質問への回答 | 令和 4 年 4 月 2 2 日（金） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 4 年 5 月 1 6 日（月）17 時 |
| (5) 選定結果通知 | 令和 4 年 5 月 2 3 日（月）（予定） |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和 4 年 5 月 2 7 日（金）（予定） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付方法
 - ア 掲載期間 令和 4 年 4 月 11 日（月）から令和 4 年 4 月 15 日（金）17 時まで
 - イ 掲載場所 神戸市文化スポーツ局文化交流課
※紙文書の配布は行わない。
- (2) 応募登録及び質問の受付と回答
 - ア 受付期間 令和 4 年 4 月 11 日（月）から令和 4 年 4 月 15 日（月）17 時まで
 - イ 提出方法 別紙様式 6 号（応募登録兼質問票）により、
bunka@office.city.kobe.lg.jp まで、Eメールにより提出すること
件名に「神戸文化ホール応募登録」という文言を入れること
※応募登録を兼ねるため、本業務に応募しようとする団体は
質問が無い場合も本書を提出すること

ウ 回答 応募者全者に、令和4年4月22日（金）にEメールにより回答

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和4年5月16日（月）17時まで（郵送の場合は当日消印有効）

イ 提出先 〒650-8570（住所記載不要）

神戸市文化スポーツ局文化交流課（神戸市役所1号館19階）

※ 持参による場合は事前に電話で時間を調整すること。

ウ 提出書類

	提出書類	提出部数
団体概要	法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）	各正本1部， 副本2部
	納税証明書（国税及び地方税）直近1か年分	
提案に関するもの	提案申請書（様式1号）	各正本1部， 副本（社名・代表者印のないもの）8部
	業務実績調書（様式2-1号，2-2号，2-3号）	
	業務実施体制調書（様式3号）	
	技術者実績調書（様式4号）	
	企画提案書（様式自由、A4版4ページ以内） 必須記載項目： ○ 本業務への応募理由（事業趣旨の理解） ○ 本業務の実施方法，手法等（現状分析、想定される課題・留意点、スケジュールの考え方等） ○ （仮称）新・神戸文化ホール管理運営計画の検討にあたり、会議の進め方などの提案。 ○ 複合施設における施設整備や管理運営の基本的な考え方について（複合に伴う課題や留意点、市街地再開発事業での整備における施設計画の進め方等） ○ 提案見積と積算根拠（単価・数量等を詳細に記載）	

(4) 辞退の申し出

提案申請書提出後の辞退は、正当な理由がある場合に限り認めるものとし、その際には、速やかに辞退届（様式5号）を提出すること。

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準（配点）

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行う。

- ① 事業の理解度（10点）
- ② 類似業務の実績（25点）
- ③ 本業務に係る実施体制（20点）
- ④ 企画提案の内容（30点）…工程の計画性，実施手順の妥当性，設定課題に対する解決手法の的確性，実現性 等
- ⑤ 費用の積算（5点）
- ⑥ 市内業者（10点）

(2) 選定方法

- ア 選定委員会が、提出された書類を審査し、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「本業務に係る実施体制」の得点が高い方を優先し、なお同点の場合は、「類似業務の実績」、「費用の積算」の順に得点が高い方を優先する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、本市ホームページにも掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-8570（住所記載不要）神戸市文化スポーツ局文化交流課
電話：078-322-6490（担当：萩原、柴田（美））